

2 無量光院跡の発掘調査及び復旧・修復(再現) の計画に係る報告

目 次

概 要	1
1 2011～2013年の発掘調査成果	3
a) 2011年の発掘調査成果	3
b) 2012年の発掘調査成果	7
c) 2013年の発掘調査成果	12
d) 2011～2013年の発掘調査成果のまとめ	16
2 発掘調査	18
a) 目的・方針・体制	18
b) 内容	18
c) 年度ごとの発掘調査位置	19
3 復旧・修復(再現)	20
a) 目的・方針・体制	20
b) 内容	21
c) 復旧・修復(再現)範囲の年次計画	27

概 要

無量光院跡は、12世紀後半に建立された寺院の遺跡である。無量光院の境内は南北約320m、東西約230mに及び、周囲には土塁と堀が巡っていた。土塁の内部には、東西約150m、南北約160m、水深約30cmの園池があり、池中に設けられた島の上には本堂及び拝所などの建築及びその関連施設が、境内の西方に位置する金鷄山の山頂と東西の中軸線を揃えて建てられていた。

無量光院は、境内の独特の空間構成及び信仰の山である金鷄山との位置関係から、浄土庭園の最高に発展した形態と考えられている。

本堂の焼失後、寺院は廃絶した。その後、境内の大半は耕地と化したが、地下遺構は現在まで良好な状態で残されてきた。

無量光院跡は、「平泉」の主題である仏国土(浄土)を表現した寺院の建築・庭園の考古学的遺跡として重要である。2005年には、1952年以降行われてきた発掘調査の成果に基づき、修復(再現)の基本計画を策定した。具体的に復旧・修復(再現)を進めるにあたっては、さらに詳細な遺構の情報が必要であることから、過去に発掘調査した部分の再調査も含め、継続的に発掘調査を実施してきた。

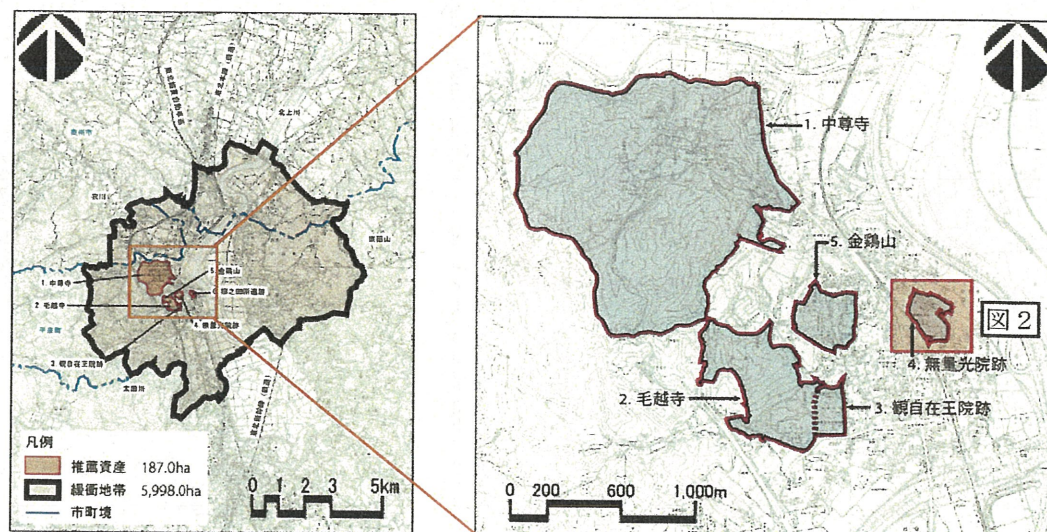


図1 無量光院跡の位置

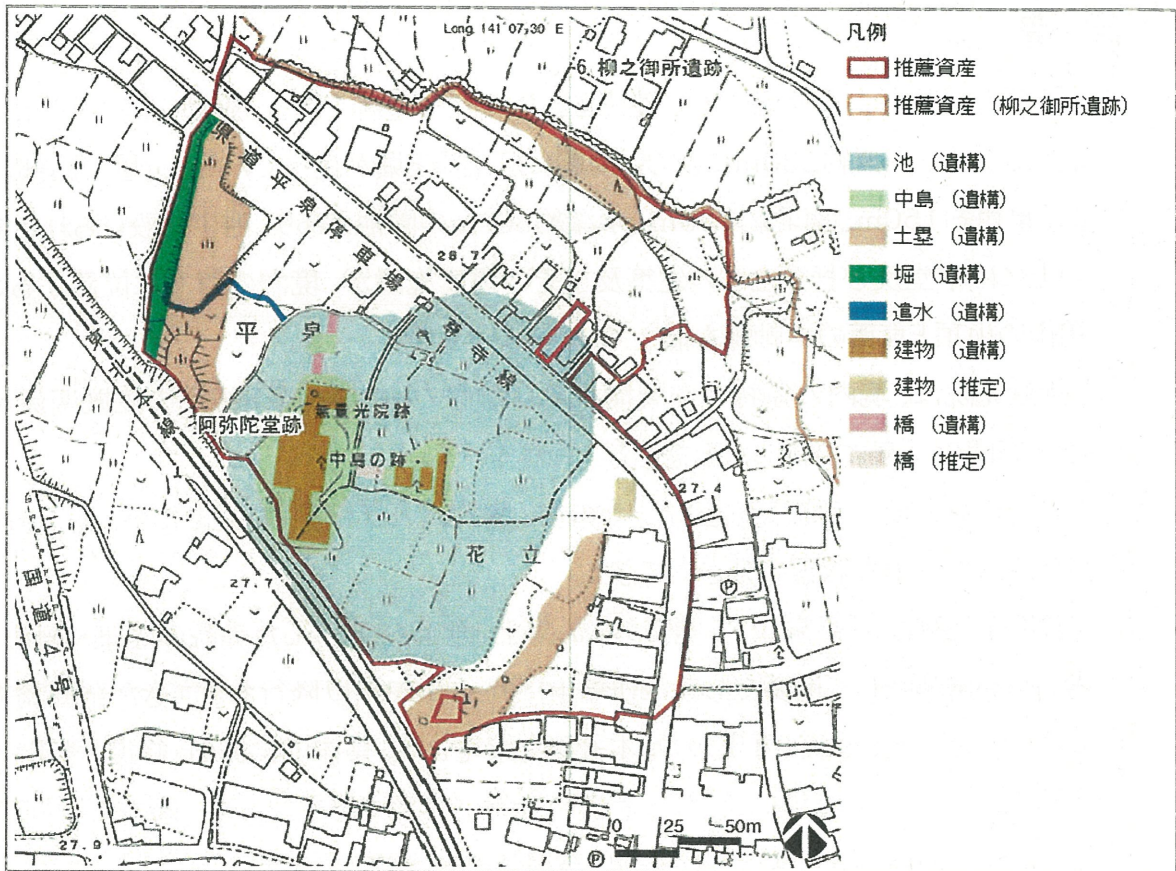


図2 無量光院跡平面図 (2010年推薦書記載内容)

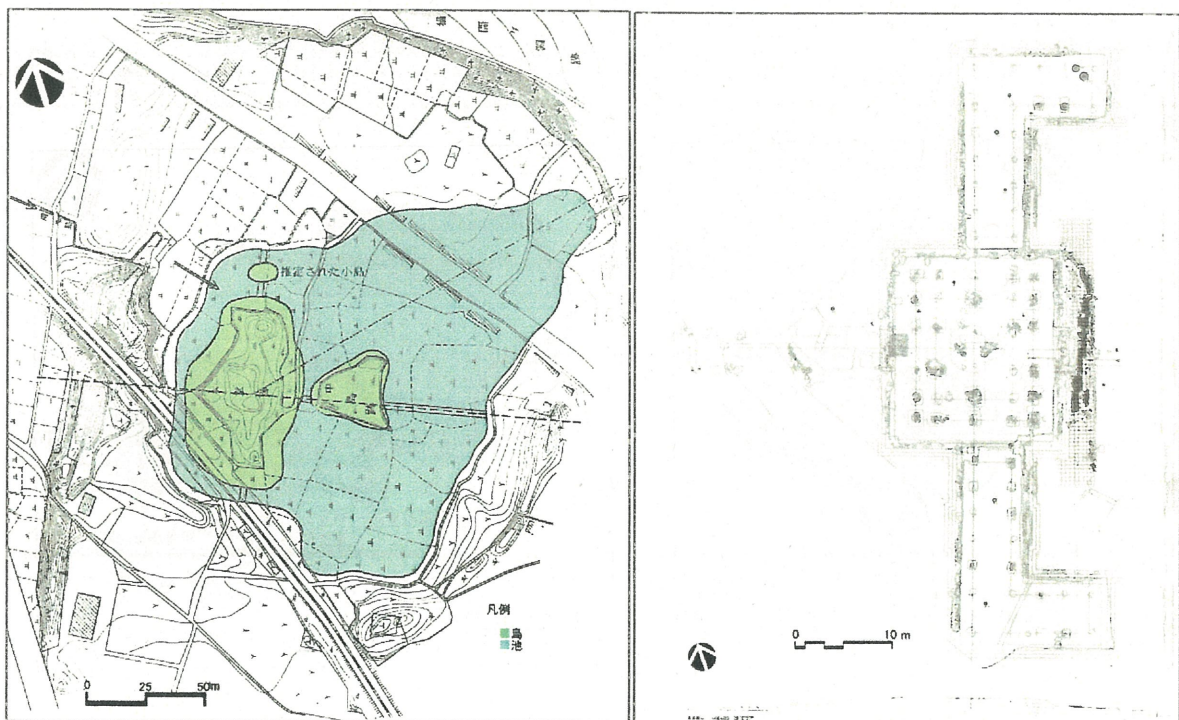


図3 1952年の発掘調査で報告されていた無量光院跡

左:無量光院跡庭園復元図 右:本堂跡発掘調査実測図

(2013年以降、本堂跡が位置する島を「中島」、その東側の島を「東小島」(旧中島)、北側の島を「北小島」(旧推定された小島)と呼称を変更した。)

1 2011～2013年の発掘調査成果

a) 2011年の発掘調査成果

i) 調査概要

期間 2011年6月～12月

機関 平泉町教育委員会

目的 本堂基壇構造の確認及び本堂前面の塼敷の範囲確認

面積 約300㎡

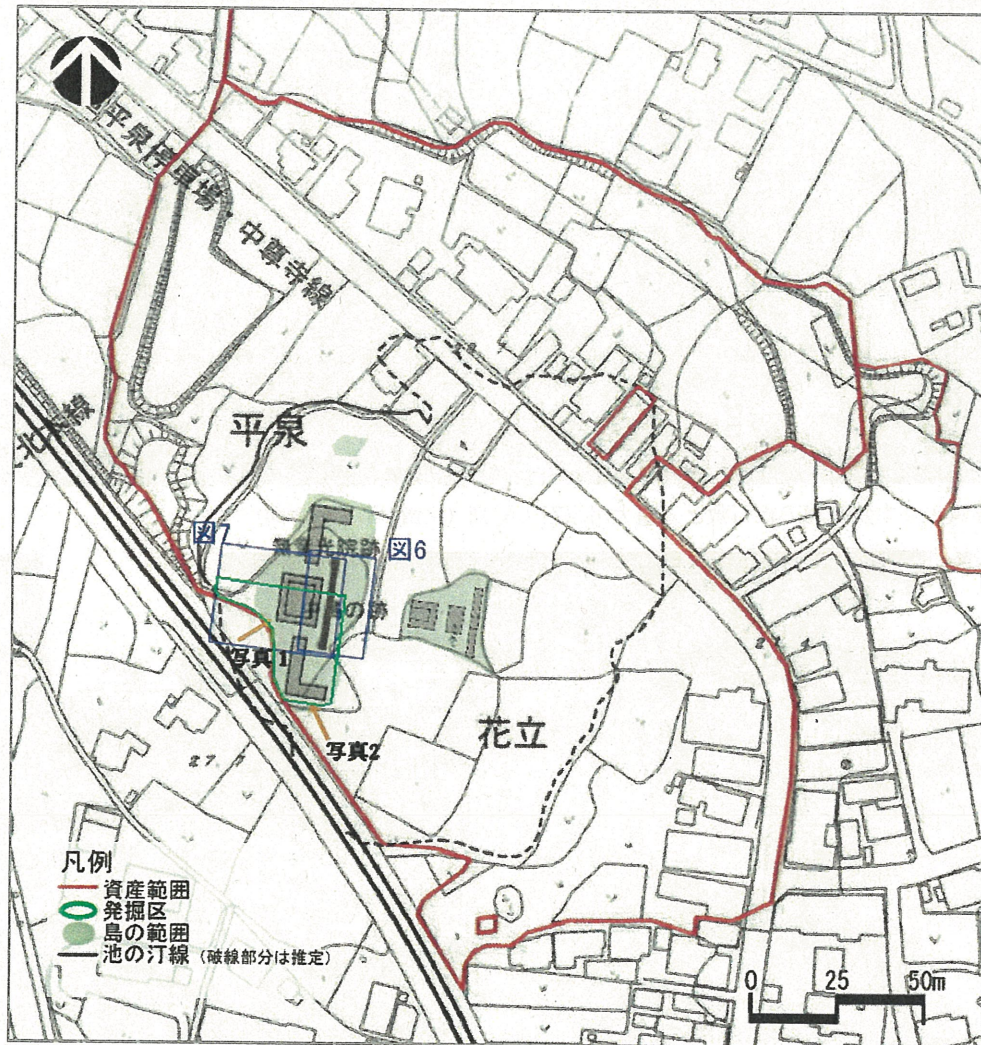


図4 2011年の発掘調査位置図

ii) 内容

(a) 基壇構造・外装

(1) 基壇構造

南翼廊東・南辺の基壇の積み土外側に沿って、川原石が並んでいた状況を確認

認した(写真1)。これらの川原石は基壇の外周に敷かれた平らな石材の上面に据えられており、一部は基壇築成土にめり込んだ状態で発見した。

本堂背面(西側)の天端では、直径2～20cmの川原石が面的に広がっていた。



写真1 本堂基壇の板石敷と人頭大川原石の配列(南西から北東方向)

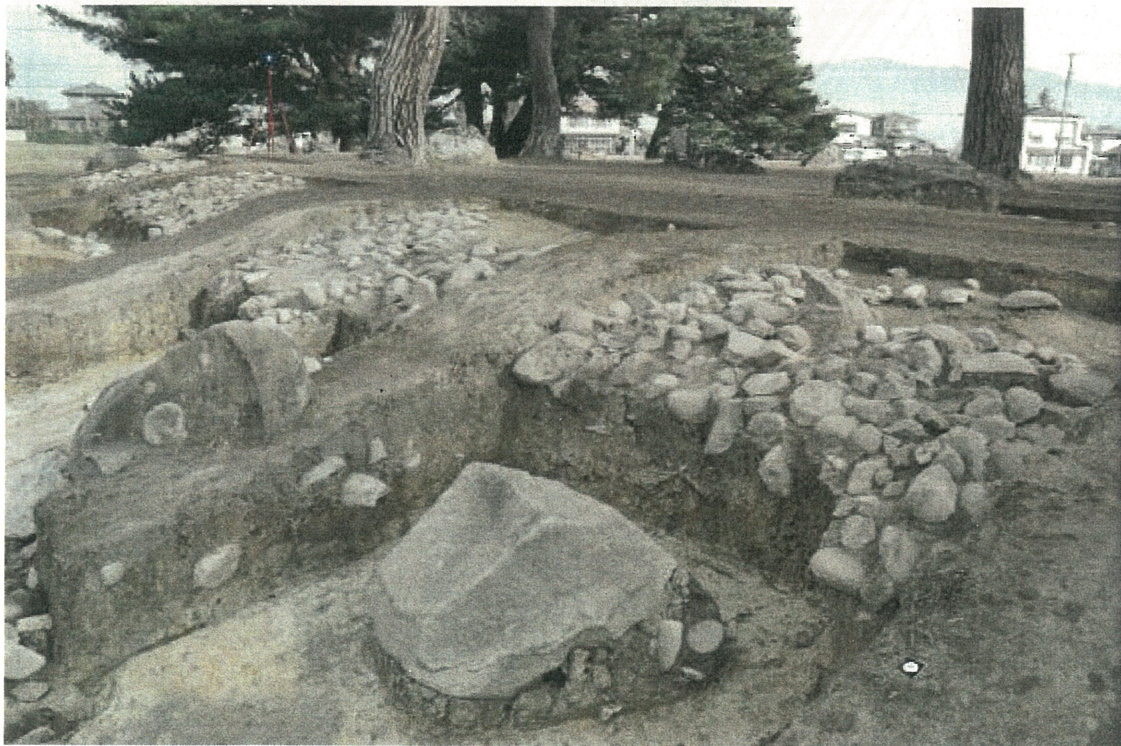


写真2 南翼廊基壇上面の川原石敷と礎石(南東から北西方向)

この川原石は基壇築成土の最上層に含まれており、基壇表面に露出していた。同様に本堂母屋南東隅の礎石付近でも(川原石の広がり)を確認しており(写真2)、その範囲は少なくとも裳階部分より外側に広がっているものと思われる。

よって、本堂基壇の築造は、以下の手順で行われたものと考えられる。

①地盤の締まった粘土層を削り出して基壇の概形を造り、その上に地盤層の切土により発生した粘土を築成した。②その外周に切石(板石)を敷き並べた。③基壇側に位置する石敷(板石)の上端から基壇築成土の斜面に沿って人頭大の石を積み上げ、基壇築成土の上面を覆う川原石敷の縁辺部とすりつけた(図5)。

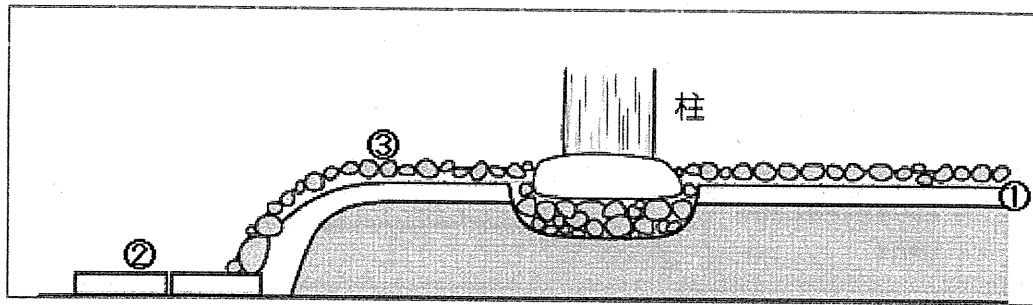


図5 基壇の築成方法模式図

(2) 塼敷

塼敷の東端では、縁辺を区画する石列を確認した。南端では明確な縁辺と考えられる石列を確認していないが、礎石「南一」(礎石名称は1952年調査時のもの、以下同様)の東側延長線上を境として、塼の出土量が変化することから、塼敷きの南端は礎石「南一」の東側延長線上に一致すると判断した。塼敷きの北端部は後世の攪乱の影響で失われていたことから、南端部の状況を本堂の東西中軸線で反転させ、塼敷きの全体の範囲を想定した。東西方向は本堂前で6列から成る塼敷きを確認していることから、少なくとも南北24m(60列)、東西2.8m(6列)の広がりをもつことを確認した(図6)。

(3) 本堂背後(西側)の調査(図7)

池底は標高28.0m付近で確認した。池岸の遺構面の標高が28.2~3mであるため、これまでの調査と同様に、池は非常に浅いことを確認した。この地点からは、12世紀後半期のかわらけの細片がまとまって出土した。また、本堂の西側にあたる池の護岸も確認した。

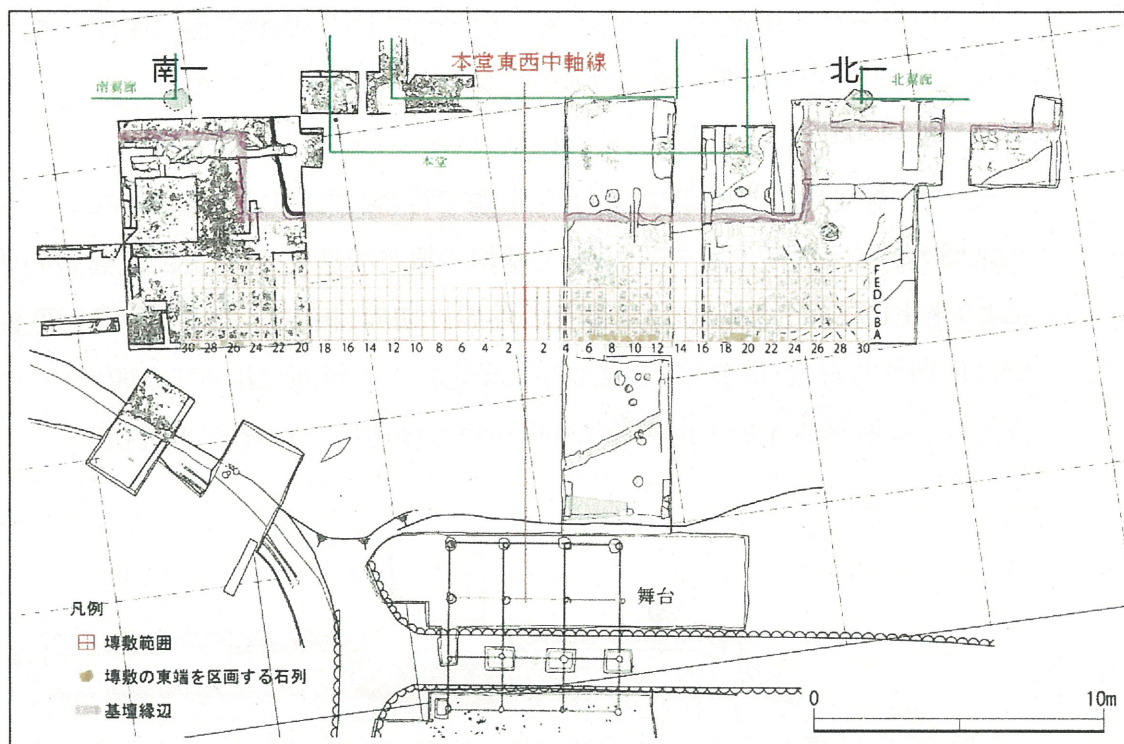


図6 塙敷範囲図（図6の図示範囲は図4を参照のこと。）

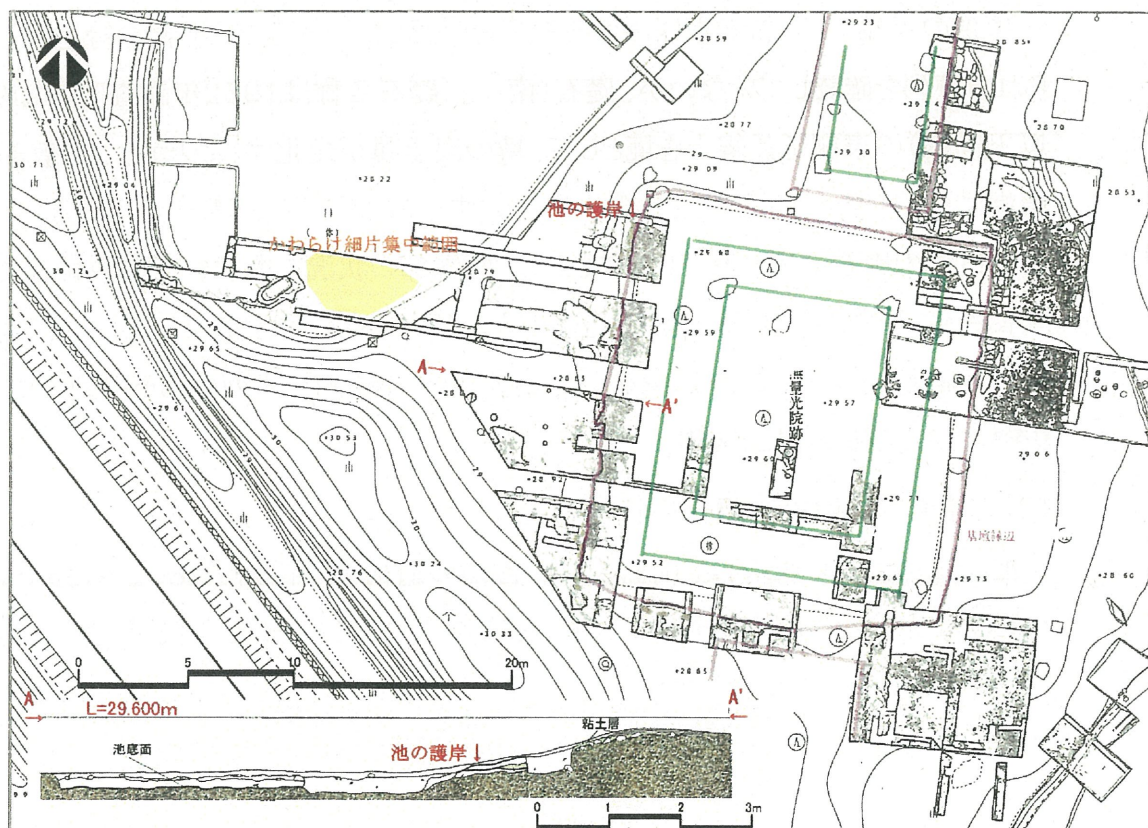


図7 本堂(中島)平面図及び本堂背後(中島西側)断面図 (図7の図示範囲は図4を参照のこと。)

iii) 結果

本堂基壇は、地盤の粘土層を削り出して方形の土壇を造成した後、その裾部の縁辺に板石を敷き、その上面を部分的に覆うように地盤を切り出した粘土を盛土して築成していることが判明した。さらに、基壇築成土の上面には河原石を敷き詰めるという独特の基壇化粧であることも明らかとなった。

b) 2012年の発掘調査成果

i) 調査概要

期間 2012年7月～12月

機関 平泉町教育委員会

目的 池北側の汀線の確認、東島の建築物その他の施設の規模及び東島護岸構造の把握

面積 約290m²

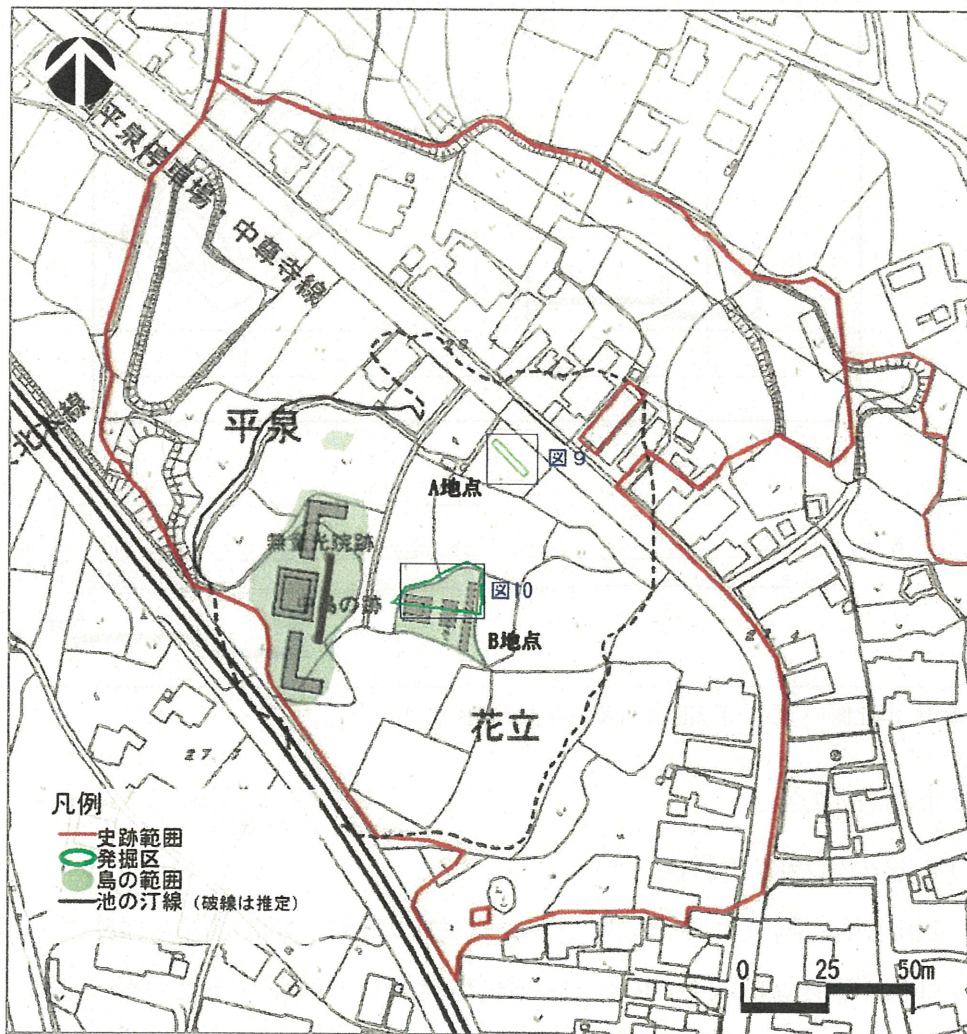


図8 2012年の発掘調査位置図

ii) 内容

(a) 池北側(A地点)(図9)

池北側中央付近に3m×17mの調査区を設定し、池底の形状及び標高を確認した。池底の標高は27.5～27.6mで、排水施設を検出した東側に向かって標高が低くなっている。

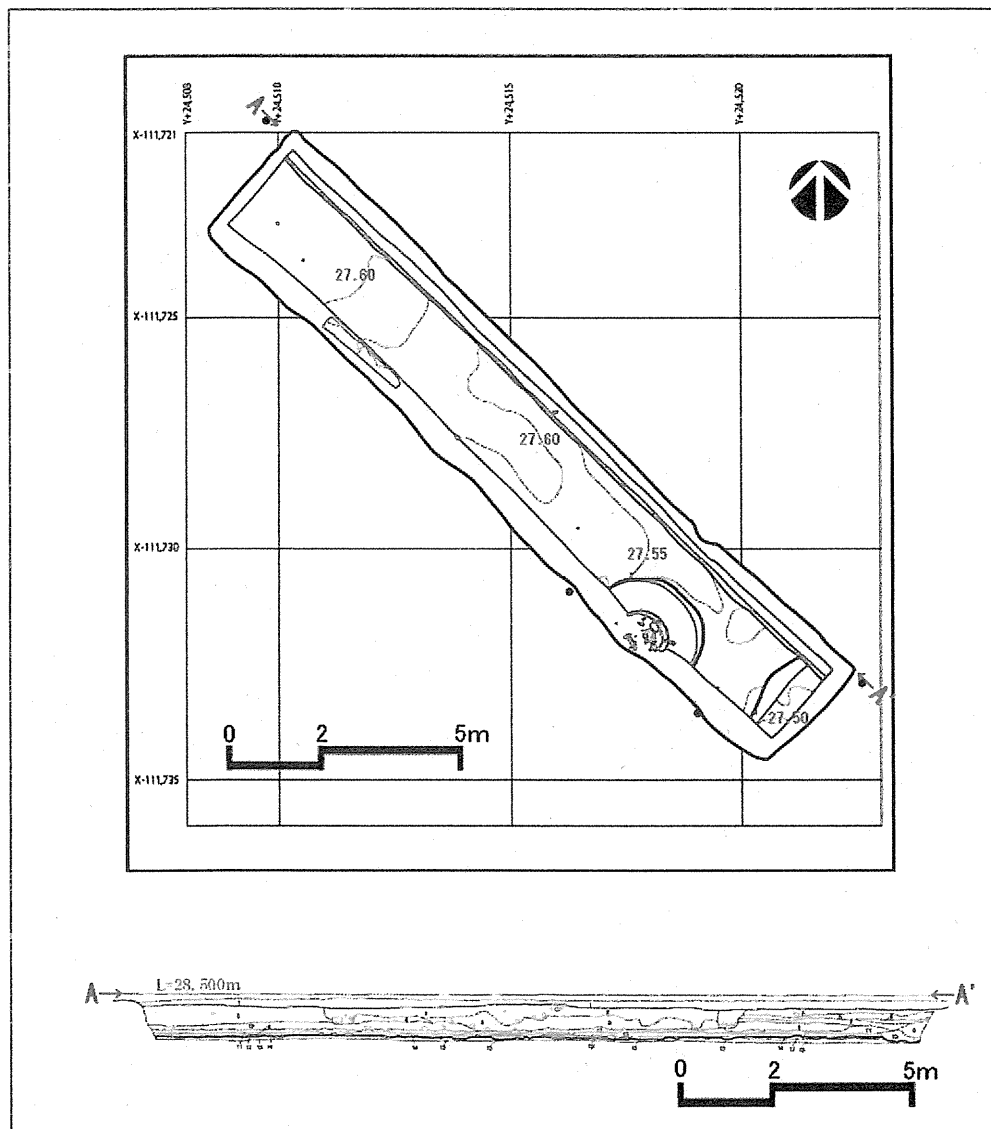


図9 池北側(A地点)平面図(上)及び埋土断面図(下)

(b) 東島(B地点)

(1) 東島の建物跡(図10、11)

1952年の調査において発見された3棟の礎石建物跡(西方建物跡・中間建物跡・東方建物跡)(図10)の詳細な規模・構造を再確認するため発掘調査を行った。

調査の結果、東方建物跡の礎石は北西隅の1か所(西一:礎石・根石名称は1952年調査時のもの、以下同様)以外は全て失われていたものの、礎石の下に広がる根石によって、各建物跡の柱の位置などを再確認した。その結果、東方建物跡とされていた遺構は1棟ではなく、2～3棟に区分できることを確認した。

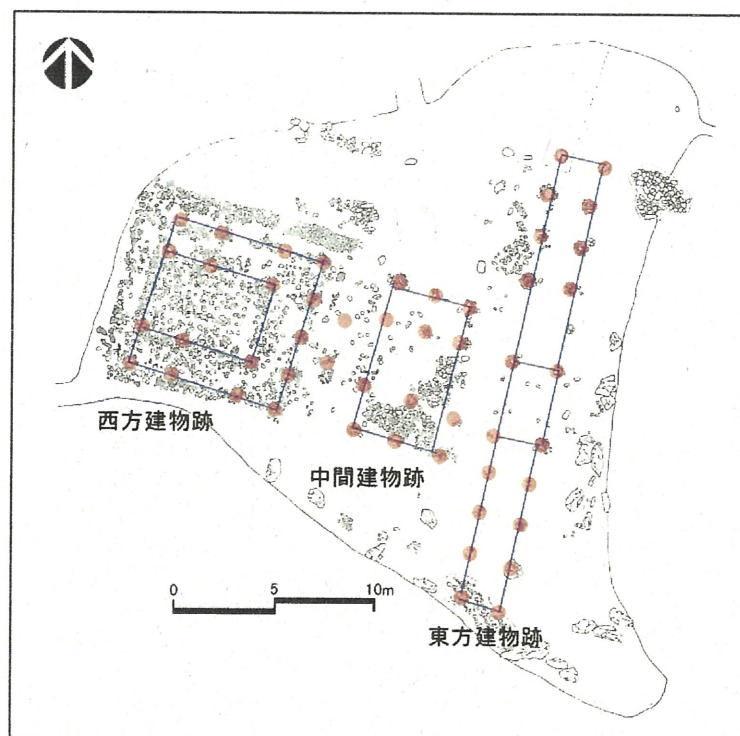


図10 1952年の調査で報告された
東島建物跡の平面模式図

西方建物跡:3×3間の総柱建物で、規模は一辺7.88mである。柱の間隔は中央間が3.6m、両端間は2.1mである。

根石は5～20cmの石から成り、直径60～80cmの円形に配置している。

中間建物跡:北半部を対象として調査を行った。その結果、根石5か所をはじめ、根石の可能性のある石を1石確認した。各根石の間隔から判断された中間建物の柱間寸法は概ね2.1mである。

東方建物跡(図12):建物の北半部を対象として調査を行い、礎石1か所(西一)、根石8か所(東一～五、西二・三・五)を確認した。北側の礎石「西一」及び根石5か所(東一、東・西二～三)と南側の3か所(東四、東・西五)との柱筋が一致しないこと、及びそれぞれの柱列を構成する根石の大きさが異なる(北側:径6～20cm、南側:径20～25cm)ことから、複数の建物に区分できる可能性を想定し追跡調査を行った。その結果、北側の礎石・根石は2×2間の総柱建物(1号礎石建物跡)としてまとまることが確認された。それぞれの柱間寸法は2.1mであり、建物の軸方向は本堂

や西方建物跡と同一であった。南側の根石に関しては、中間建物の根石と同質の石材で構成されていることから、中間建物跡の一部を構成する柱であった可能性を含めて再検討する必要があるが生じている。

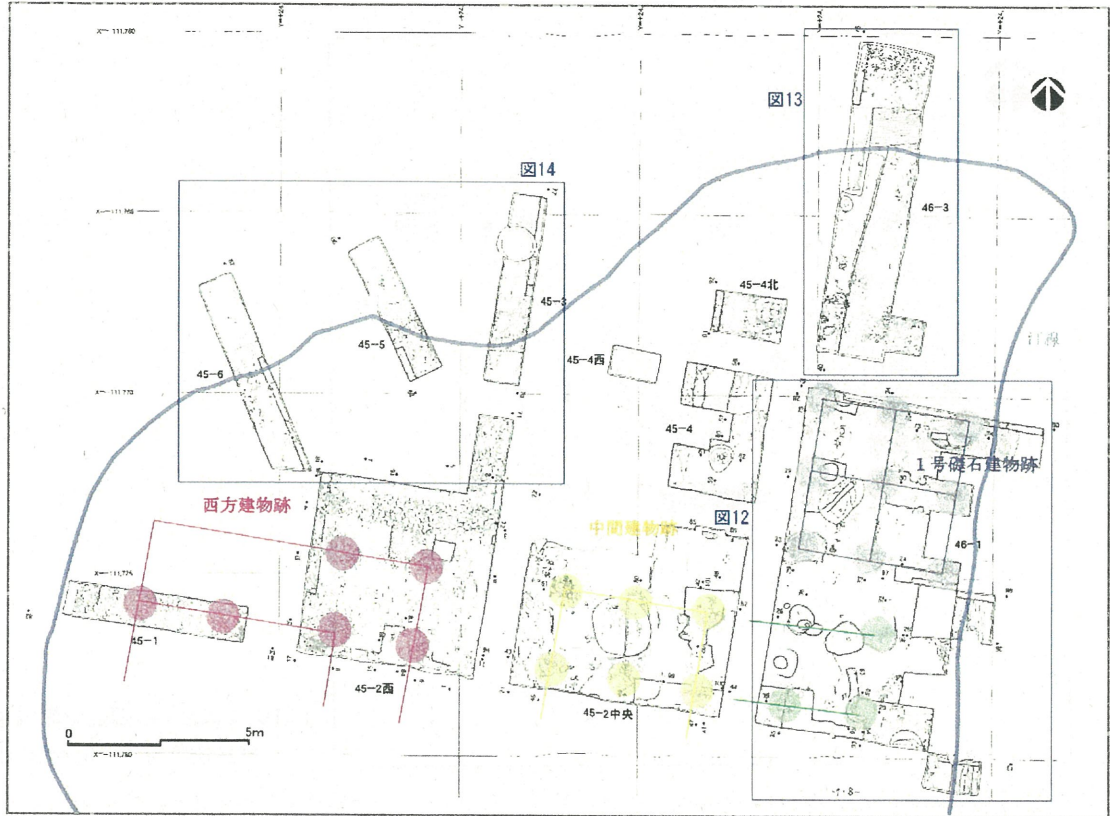


図11 東島建物跡の調査状況

(2) 東島の構造

構造: 自然地形を削り出して造成した基底部に、最大1.2mの厚さで盛土して形成していたことが確認された(図13)。ただし、盛土厚が約10cmと薄い地点もある。

汀線: 遺構面は北東汀線の一部を除いて緩やかな斜面を成しており、北辺の汀線の一部には斜面上に石が葺かれていた。この範囲では10~20cmの川原石と40~60cmの粘板岩によって斜面が覆われており、その形状から汀線を形成したものと考えられる(図14)。

景石: 東島の東辺の岸においては、景石の下に10~20cmの川原石がもぐりこんでいる状態であったことから、景石が原位置を保ったままであると判断した。(図12)

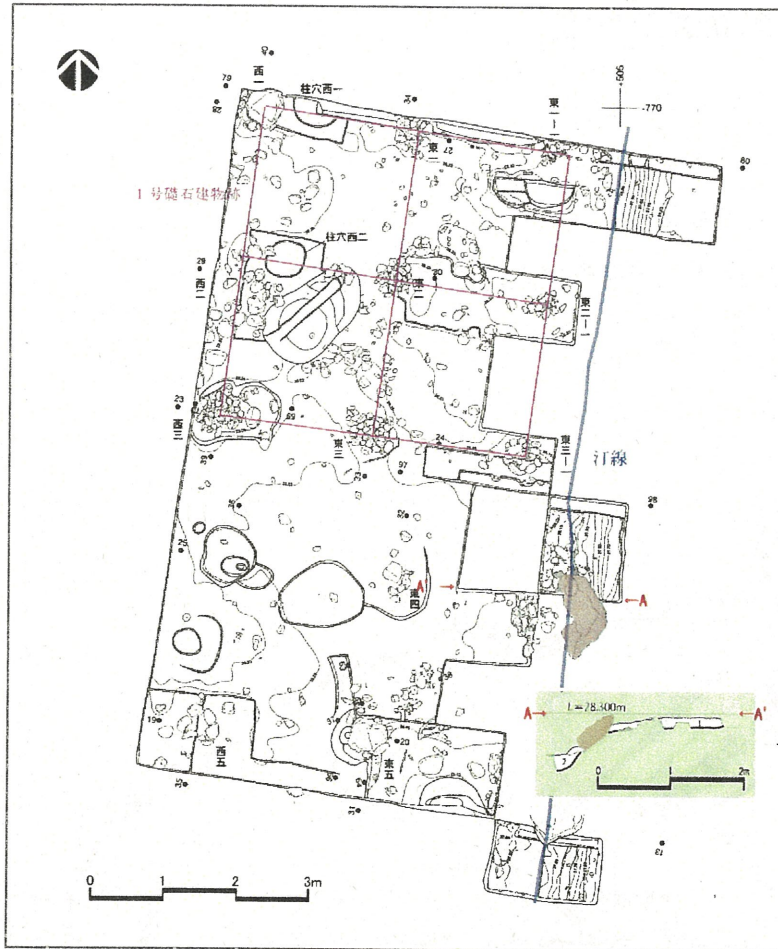


図12 東島東岸平面図及び断面図（茶色は景石）

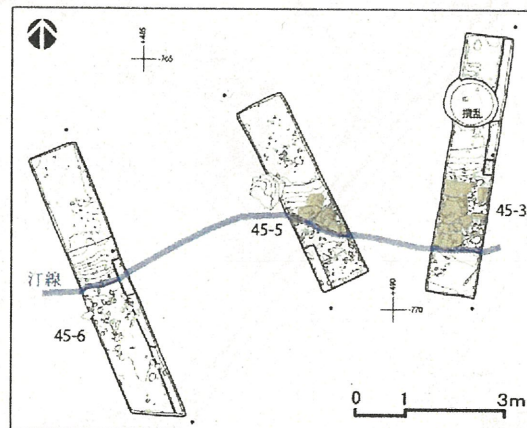
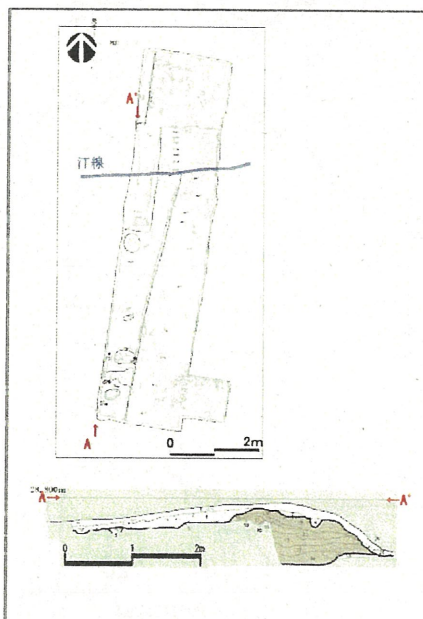


図14 東島北岸護岸の状況（茶色は護岸の粘板岩）

図13 東島北岸平面図(上) 及び断面図(下)（茶色は地山）

iii) 調査結果

東島東岸(図12)と北岸(図13、14)とをそれぞれ確認した。護岸遺構の残存状況は良好で、修復における汀線の基本形状に反映させることとした。

c) 2013年の発掘調査成果

i) 調査概要

期間 2013年6月～12月

機関 平泉町教育委員会

目的 池北側で確認した岬及び入江の規模・構造の確認、東島建物の規模及び東島の構造の把握

面積 約500m²

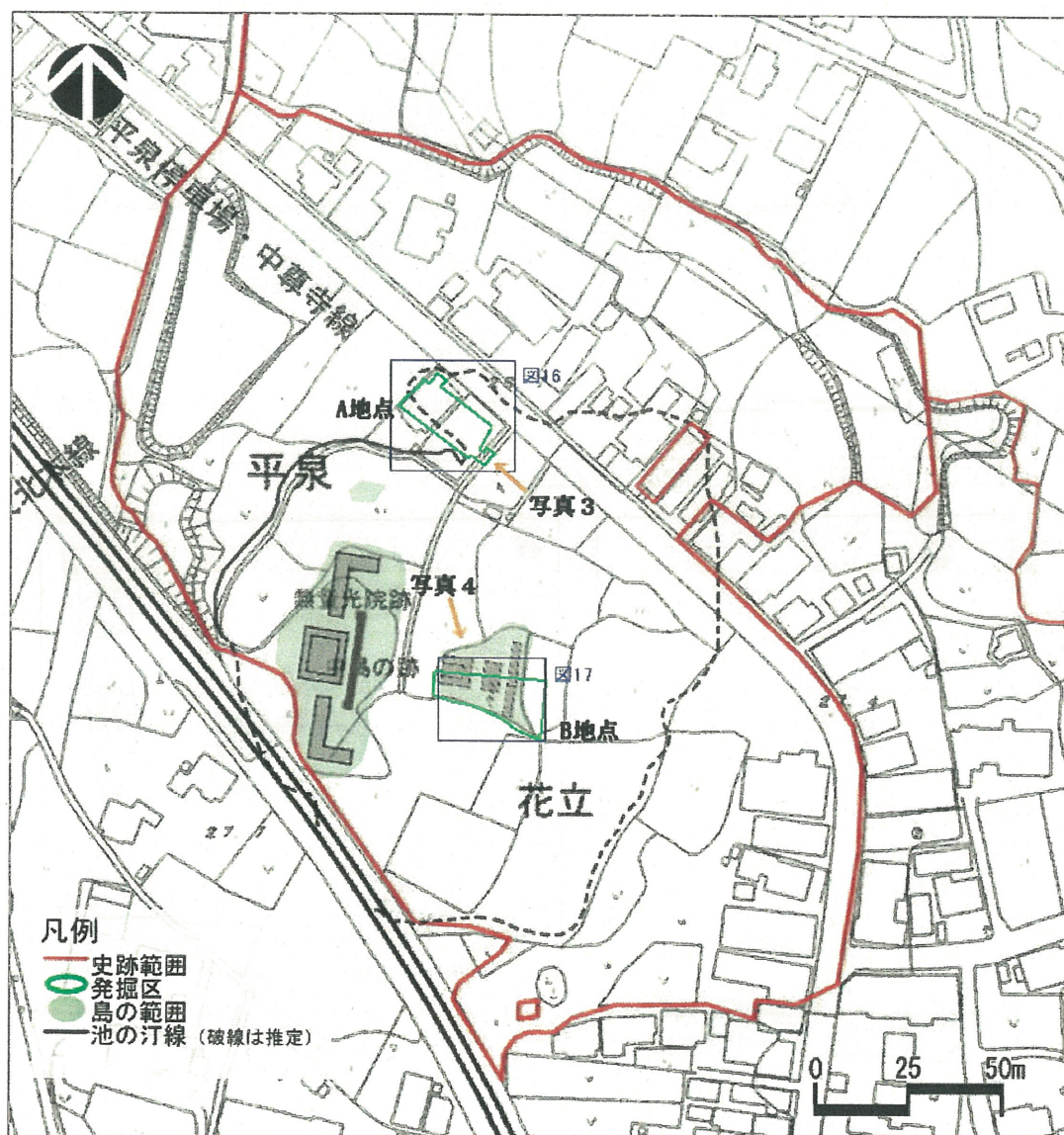


図15 2013年の発掘調査位置図



写真3 岬状突出部と入江状湾曲部の検出状況（南東から北西方向。撮影方向は図15を参照のこと。）

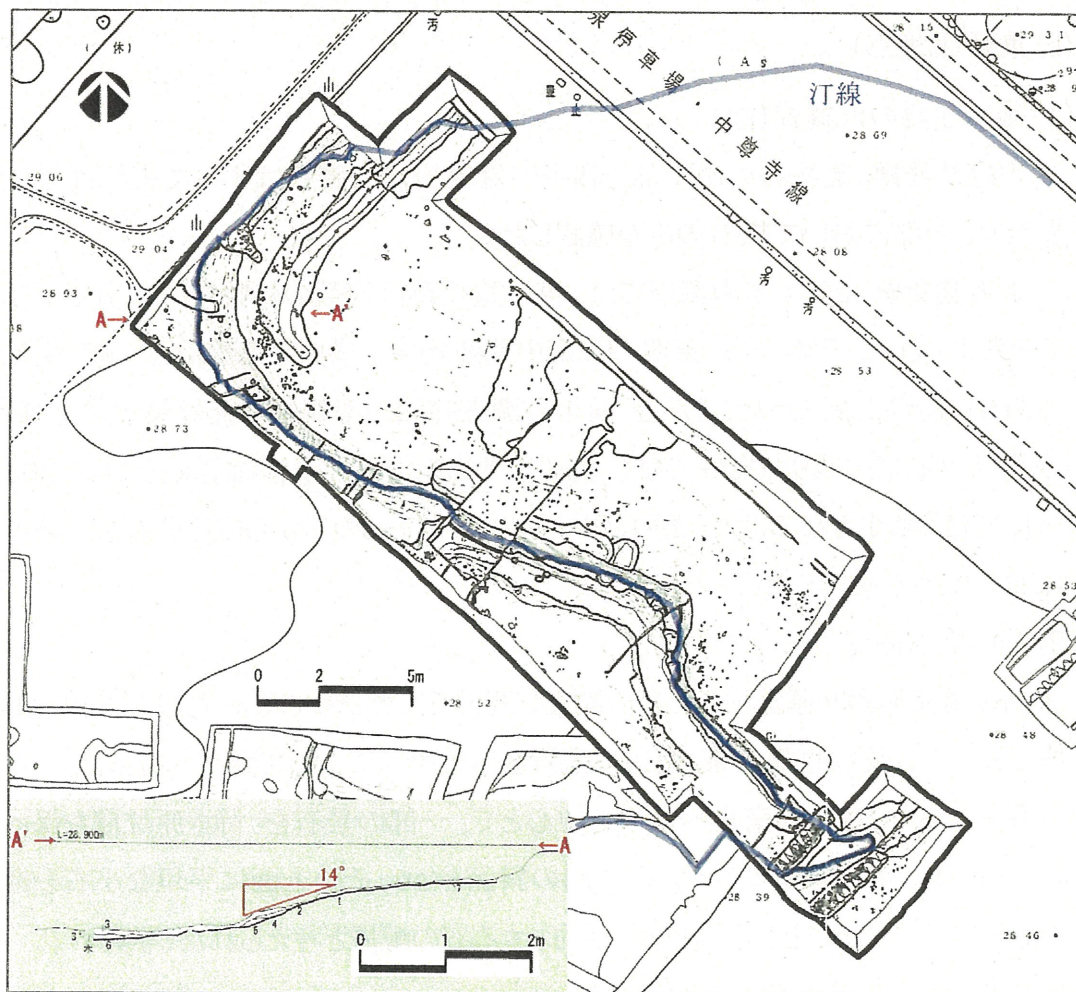


図16 池北側(A地点)調査区平面図及び池護岸断面図（図16の図示範囲は図15を参照のこと。）

ii) 調査内容

(a) 池北側 (A地点)

池の北側において、突出した岬状の汀線形状及び湾入した入江状の汀線形状を確認した(写真3)。

岬は長さ約28m、幅約10m、入江は幅約11m、奥行約29mの規模であることが確認された。遺構の残存状況が比較的良好であることから、14度前後の勾配を持つ斜面及び水際と考えられる付近にまとまって存在する小礫群については、護岸の基本形状を反映しているものと考えられた(図16)。

なお、無量光院跡のモデルとされている宇治平等院(京都府宇治市、『古都京都の文化財』(2004年登録)の構成資産のひとつ)の池の北岸でも入江が確認されていることから(宗教法人平等院2003『平等院庭園保存整備報告書』)、今回の調査成果は、これまで指摘されていた阿弥陀堂のみならず池の構造の観点においても、両者の密接な関係を考えるうえで重要である。

(b) 東島 (B地点)

(1) 礎石建物の再調査(図17)

中間建物跡: 建物跡の南半部を調査の対象とした。礎石はすべて失われていたものの、一部において根石のみを確認した。

東方建物跡: 2012年の調査では、東方建物跡は複数の建物跡に区分できるものと考えられた。その一方(東四・五)が中間建物跡を構成する礎石と一連のものである可能性が高まったことから、前年の調査範囲の南側を調査対象とした。島の南東部は遺構の残りが良好でなく、島の北半部に比して遺構確認面が10～20cm程度低く削平されていた。そのため、径20～25cmの石から成る根石を一箇所においてのみ確認したにとどまる。

(2) 島の構造確認

東島の構築過程を確認するための調査区を設定したほか、東島北辺の汀線を形成している石及び東島の東・南辺に配置された景石について調査を行った。

景石のうち、東島の南東～南辺を中心とて、一部の景石を除き原位置を保っている。北辺の汀線はゆるやかな傾斜の斜面となり、その上面に平坦な小石を密に敷き詰めていることから、護岸を目的とする石の配置と考えられた(写真4)。

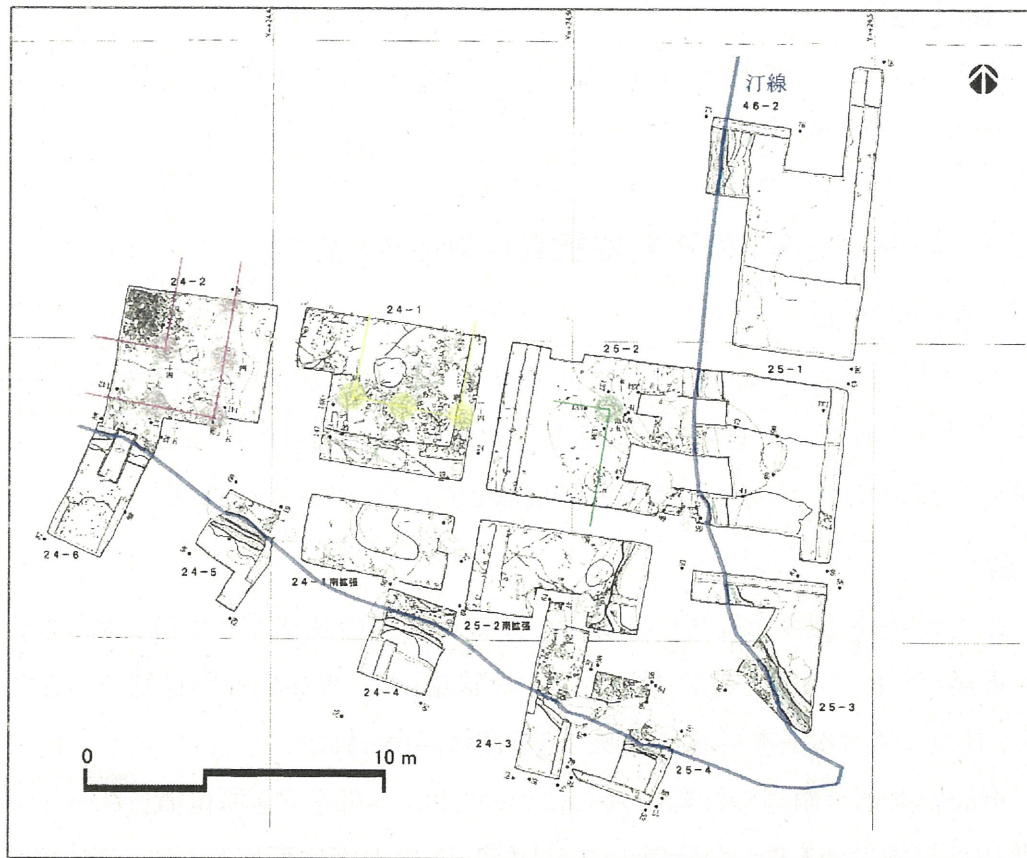


図17 東島(B地点)建物跡検出状況



写真4 東島北岸護岸石検出状況 (北西から南東方向)

iii) 調査結果

池の北辺において岬と入江の汀線形状を確認した。岸の残存状況は良好で、護岸の基本形状を反映しているものと考えられた。

d) 2011年～2013年の再発掘調査成果のまとめ

i) 池の形状・護岸

池の北辺において岬と入江の汀線形状を確認した(図16)。岸の残存状況は良好で、14度前後の勾配を持つ斜面及び水際と考えられる付近にまとまっている小礫群については、汀線の基本形状を反映しているものと考えられた。

ii) 島

中島: 西側の護岸を確認した(図7)。中島の護岸の基本形状が確認された。

東島: 東岸(図12)と北岸(図13、14)を確認した。残存状況が良好であることから、修復における基本形状に反映できる資料が得られた。

東島の南東～南辺の汀線の景石については、一部を除き原位置を保っている。北辺の汀線はゆるやかな傾斜の斜面となり、その上面に平坦な小石が密に敷き詰められていることから、これらの配石は護岸を目的としたものと考えられた。

iii) 本堂

本堂の基壇は地山を削り出し、基壇の縁辺に沿って板石が配置された後、地盤の締まった粘土層を切り出した粘土を盛土して築成されていた(写真1)。また、基壇の築成土の表面には川原石を敷き詰めるという独特の基壇化粧であることを把握した(図5)。

また、本堂の前面に敷き並べられた塼の範囲は、南北24m(60列)、東西2.8m(6列)であることを確認した(図6)。

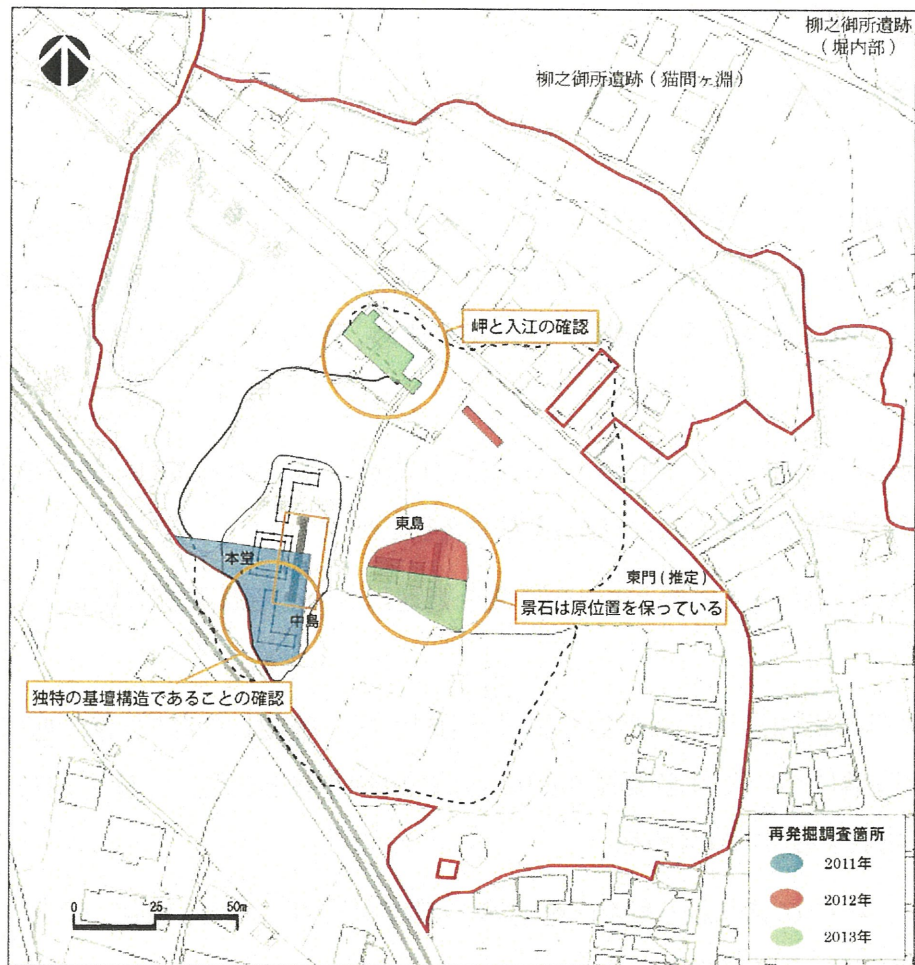


図18 2011年～2013年発掘調査地点位置及び地点ごとの調査成果の要点

2 発掘調査

a) 目的・方針・体制

i) 目的

無量光院跡の復旧・修復(再現)に係る実施設計及びその施工にあたり、本堂・庭園の復旧・修復(再現)の手法の細部を検討するうえでさらなる情報の把握が必要であることから、過去に発掘調査した部分も含め、発掘調査を実施する。

ii) 方針

- (a) 発掘調査の計画・方法を定め、その成果をまとめるにあたっては、必ず平泉遺跡群調査整備指導委員会の審議を踏まえることとする。
- (b) 復旧・修復(再現)に必要とされる情報を想定しつつ、発掘調査の範囲・手法を決定する。
- (c) 発掘調査の範囲については、必要最小限とする。確認した柱穴・溝・池等の、個々の遺構については必要最小限の範囲で掘り下げることとし、極力原位置において物証を残すよう努める。
- (d) 遺跡の土壌中に含まれる鉱物・花粉等の科学的分析により、修復(再現)に必要な情報の入手に努める。
- (e) 発掘調査中は遺跡の劣化・風化を防止するために、遺構面の養生に努めるとともに、記録の作成後は速やかに埋め戻すなどの保存措置を講ずる。

iii) 体制

- (a) 調査機関 平泉町
- (b) 指導機関 文化庁、岩手県、平泉遺跡群調査整備指導委員会
- (c) 協力機関 毛越寺

b) 内容

無量光院跡の本堂・庭園の遺構の復旧・修復(再現)を行う上で必要とされる情報を得るために、次の内容の発掘調査を行う。

i) 東島・池北側の発掘調査(2012・2013年調査)

東島の形状・構造及び島の上に建っていた建築の遺構を把握する。
池北岸の護岸遺構を確認する。

c) 年度ごとの発掘調査位置

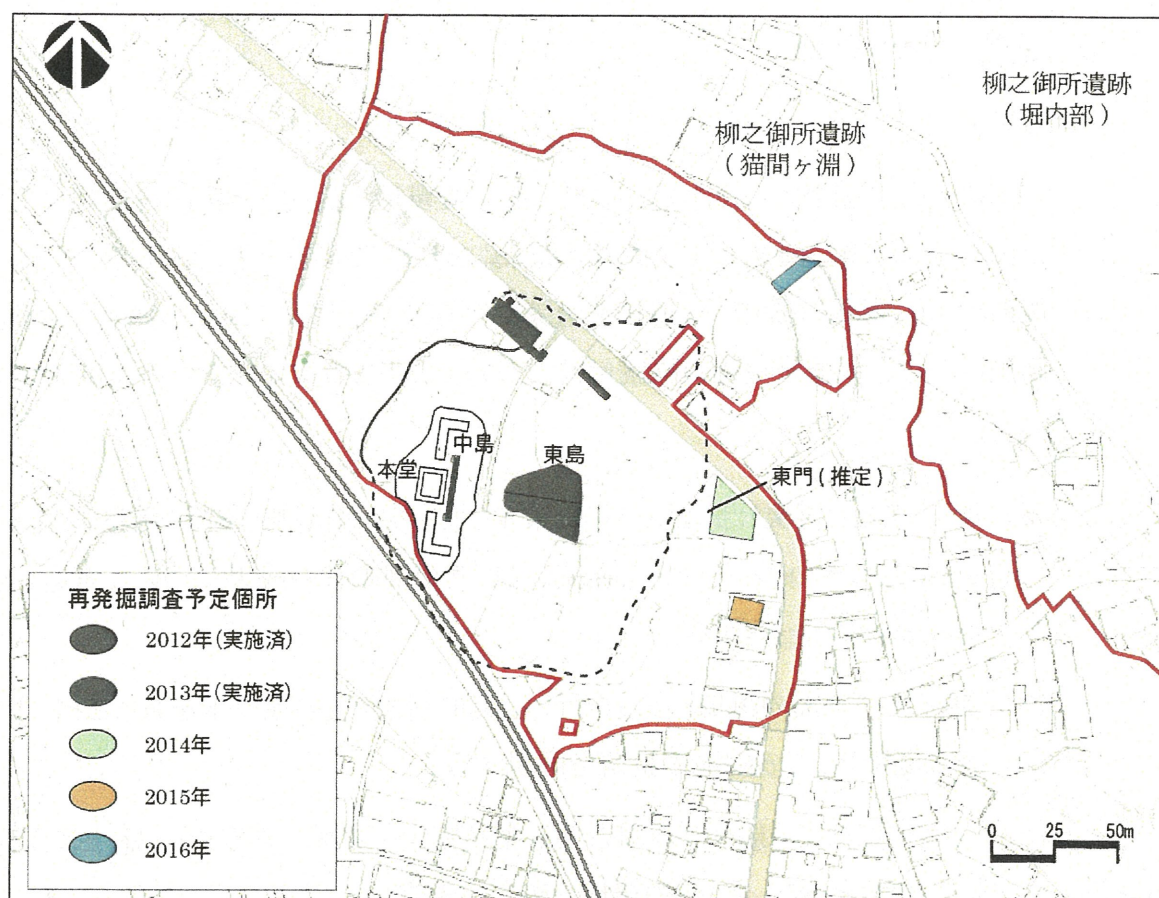


図19 2014年以降の再発掘調査予定位置 (再発掘調査終了範囲を含む)

3 復旧・修復(再現)

a) 目的・方針・体制

i) 目的

無量光院の庭園は、12世紀の平泉において現世に仏国土(浄土)を表現することを目的として創造された浄土庭園の最高に発展した形態と考えられている。その復旧・修復(再現)を通じて、遺構を確実に保存するとともに、平泉の顕著な普遍的価値における無量光院跡の位置付けについて、来訪者に対して情報提供を行う。

ii) 方針

- (a) 復旧・修復(再現)は、2005年に策定した「特別史跡無量光院跡整備基本計画」に基づきつつ、その後も継続している発掘調査の成果について考慮しながら実施することとする。
- (b) 池跡及び中島の復旧・修復を行い、復旧・修復後の池に水を張ることにより、浄土庭園としての園池の景観を再現する。
- (c) 土塁や堀など、境内の外周を巡る境界施設を認識できるように盛土による修景を行うとともに、それらの遺構を確実に保存する。
- (d) 池跡及び島などの護岸の復旧・修復(再現)は、遺構の保存を確実にする手法を用いる。
- (e) 来訪者が無量光院跡と金鶏山との緊密な関係を理解することができるように、庭園から金鶏山に対する通視を確保する。
- (f) 無量光院跡の顕著な普遍的価値について来訪者の理解を促すため、解説板を設置する。

iii) 体制

- (a) 復旧・修復(再現)機関 平泉町
- (b) 指導機関 文化庁、岩手県、平泉遺跡群調査整備指導委員会
- (c) 協力機関 毛越寺

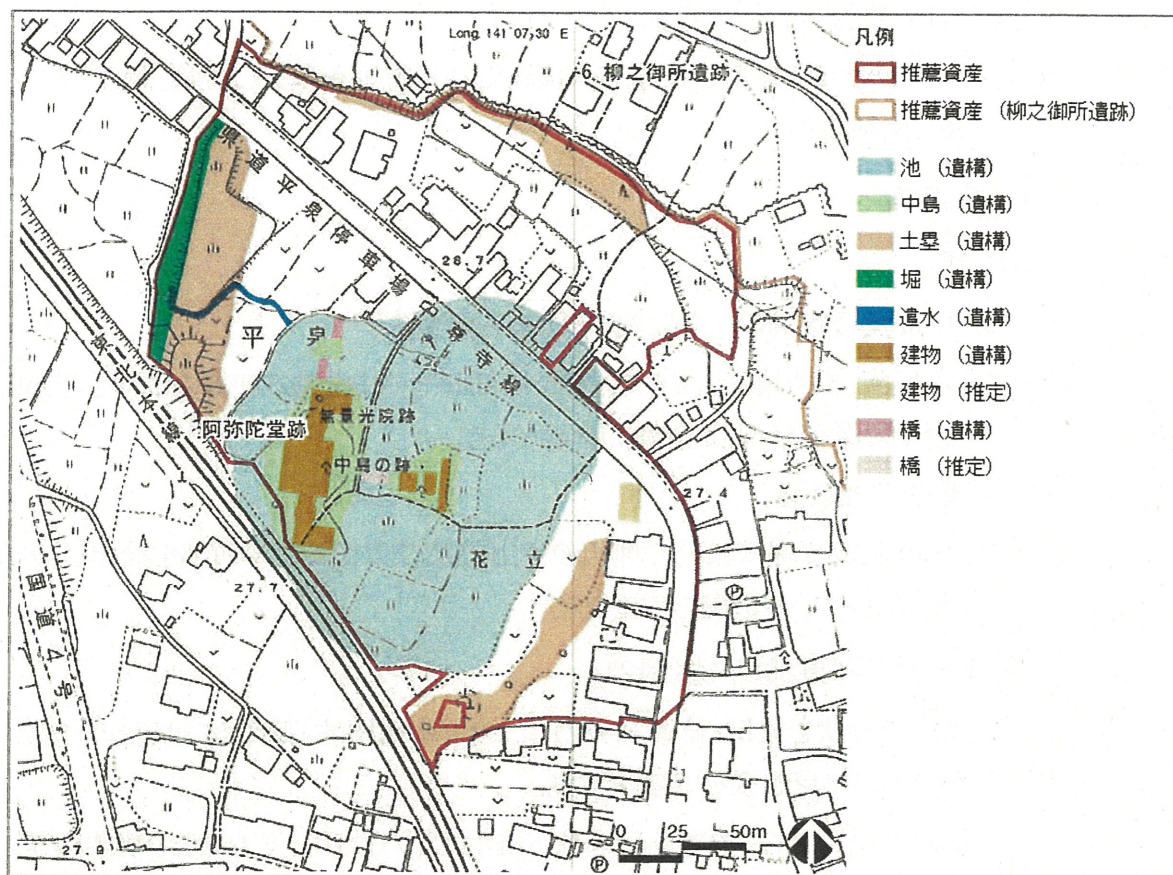


図20 無量光院跡平面図(2010年推薦書記載内容)(図2再掲)

b) 内容

遺構面を盛土により被覆し、確実に遺構を保護する。保護のために必要な層厚は、地上部においては冬期間の凍結深度を考慮して約30cmとし、池水が湛水する範囲については10～20cmを基本とする。

i) 園池

(a) 池底

① 現況

近年まで水田として耕作されていたため、表土層が形成されて池跡を覆っている(池底は良好な状態で遺存している)。

② 発掘調査状況

池底は人工的に掘削して形成しており、一部の範囲では漏水防止のための粘土が貼り付けていることを確認した。

③ 復旧・修復(再現)の手法

水田の畦畔を利用した既存の通路及び表層土を除去した後、粘土等で被覆し保護する。

(b) 池護岸

① 現況

- 中島及び東島の一部に当時の景石が残る。
- 水田として利用されてきた地形が、ほぼそのまま池の汀線を示すことから、護岸の保存状況は全般に良好である。

② 発掘調査状況

- 池の北辺汀線において岬状の突出部及び入り江状湾曲部を検出し、小礫が敷かれている状況を確認した。

③ 復旧・修復(再現)手法(図21)

- 護岸の形状を復旧・修復(再現)し、地上に露出する部分には盛土を行い、その上面に芝を張って被覆する。
- 池水が県道及びJR鉄道の範囲へ溢水しないように、それらとの境界の工法について検討する。

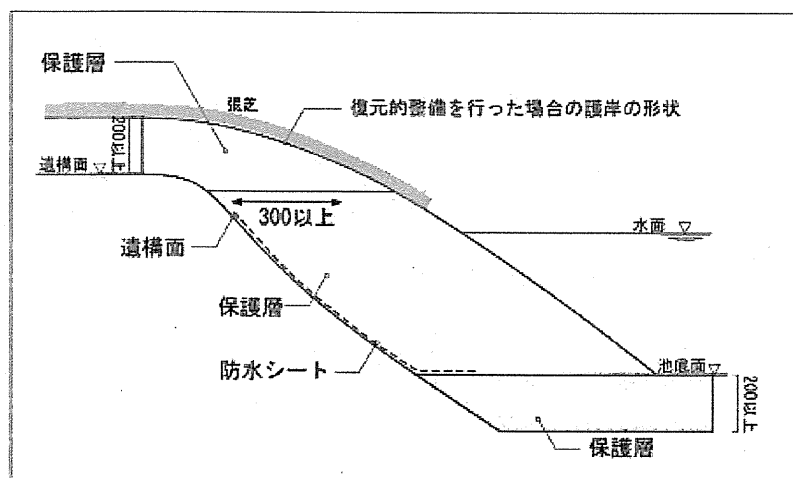


図21 池護岸の標準断面図

(c) 水張り

① 現況

- 現在、池の水は失われている。

② 発掘調査状況

➤ 導水路の跡と考えられる素掘りの溝の遺構を確認している。

③ 復旧・修復(再現)手法

➤ 景石と池底面との関係から、12世紀当時の水位を推定する。

➤ 導水路の跡と考えられる溝の遺構を復旧・修復(再現)し、給水に利用する。

ii) 島

(a) 島(中島・東島・北小島)の護岸

① 現況

➤ 中島及び東島の地形が確認できる。

② 発掘調査状況

➤ それぞれの島の一部の範囲で石敷きの護岸を確認した。

➤ 北小島が存在することを再確認した。

③ 復旧・修復(再現)手法

➤ それぞれの島については、盛土で被覆し地形の復旧・修復(再現)を行う。

➤ 護岸に配置された景石については、そのまま原位置において保存するが、崩落が懸念される景石については、安定させるための手法を検討する。

➤ 石敷が確認された範囲では、盛土で遺構を保護した上で同質・同形状の石材を用いて石敷護岸の復旧・修復(再現)を行う。

iii) 建物跡

(a) 建物跡(本堂・翼廊・橋・舞台)

① 現況

➤ 本堂跡(本堂及び翼廊)の基壇の地形・礎石などが確認できる。

➤ 中島及び東島上にマツ、スギ等の大木が存在する。

② 発掘調査状況

➤ 本堂跡及び関連する建物跡の平面規模の細部が明らかとなった。

③ 復旧・修復(再現)手法

盛土によって基壇の形状を復旧・修復(再現)し、その上面に芝を張って被覆する。塼については、発掘調査によって明らかとなった塼が本来配置されていた範囲に、出土遺物と同材料で同形状に焼成して同材質を復元したとしたレプリカを用いて復元的に表現する。

発掘調査及び復旧・修復(再現)を実施するうえで支障のない樹木について

ては、適切に剪定又は間伐を行い、無量光院の本堂・庭園と金鷄山との位置関係について視認できるようにする。

植栽については、発掘調査によって採集した植物種子・遺体等の情報及び同時代の文献絵画資料に基づいて実施する。

橋脚遺構によって示される橋の範囲については、厳密な学術的検討によって当時の橋を復元するものではなく、中島への通路として木造の橋を同位置に設置し、来訪者が往時の動線を追体験できるようにする。

世界遺産推薦書提出以降の発掘調査(2010)によって発見された本堂の前面(中島の東岸沿い)で確認された舞台遺構については、今後、遺構の平面規模等を示す方法を検討する。



図22 復旧修復(再現)の完成予想図及び来訪者動線

iv) 復旧・修復(再現)の手法区分

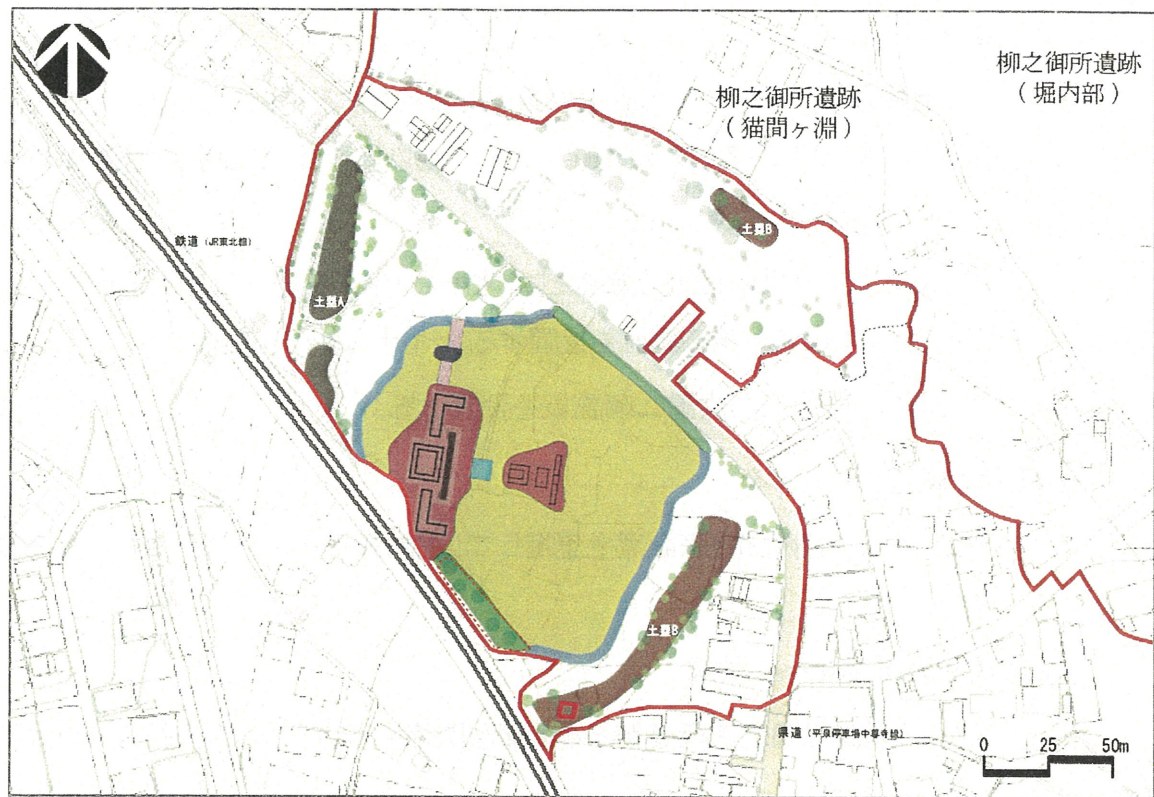


図23 復旧・修復(再現)の手法区分図

表1 復旧・修復(再現)の手法の区分表

対象地区	色表示	復旧・修復(再現)の手法
池		池底の遺構面を保護するために、粘土等により被覆する。
護岸		元の護岸遺構を検出した区間については、遺構面に保護盛土を行い、護岸の形状を復旧・修復(再現)する。
		元の護岸遺構を検出できなかった区間については、異なる意匠・材料により整備を行うとともに、鉄道及び県道への溢水を防ぐ。
島等地上部		適切な厚さの土で遺構面を被覆し、地形の復旧・修復(再現)を行う。
北小島		適切な厚さの土で遺構面を被覆し、地形の復旧・修復(再現)を行う。
橋		北側から中島への動線を確保するために、新たに木造の通路(橋)を設置する。
舞台		平面規模等明示のための方法を検討する。
土塁 (A)		遺構の保護のために盛土を行い、本来の土塁の高さに復旧・修復(再生)する。
土塁 (B)		現状の地形を維持する。

v) 動線計画

(a) 境内

- ① 無量光院が、西方極楽浄土の観想を目的とする独特の空間構成であったことについて来訪者の理解を促すため、池の東岸付近に西方(金鶏山方向)への眺望点を設置する。
- ② 池の北岸中央部付近を始点とし、北小島・中島を経由した後、西側の土塁に沿って始点へ戻る動線を設置する。
- ③ 動線上の適切な位置に解説板を設置する。

(b) 境内までのアクセス

JR平泉駅を利用する来訪者を想定して、案内板等を用いて駅からの誘導動線を設定する。

(c) 柳之御所遺跡への動線

無量光院跡と柳之御所遺跡との密接な関係を考慮し、両者を結ぶ歩道を設置する。



図24 復旧修復(再現)の完成予想図及び来訪者動線 (図22再掲)

c) 復旧・修復(再現)範囲の年次計画

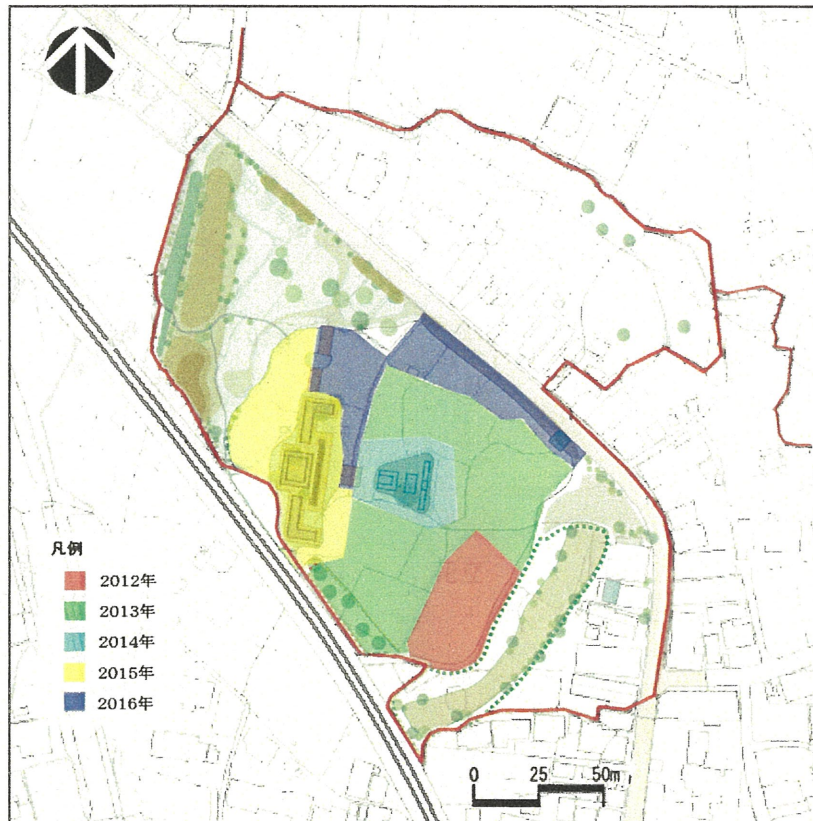


図25 復旧・修復(再現)範囲の年次計画

